

I 広島市中小企業融資制度要綱

第1章 総則

1 目的

この要綱は、市内の中小企業者及び組合に対し、事業活動に必要な資金の供給を円滑化するため、金融機関と協調して行う融資について必要な事項を定める。

2 定義

この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下の会社及び個人

イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「施行令」という。）第1条第2項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに施行令で定める数以下の会社及び個人

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。第2号エにおいて同じ。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 小規模事業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人（イに掲げるものを除く。）

イ 施行令第1条の2で定める業種に属する事業を主たる事業とする会社及び個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条で定める数以下のもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの

(3) 組合

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合であること。

イ 組合の事務所が市内にあること及び当該組合の構成員の2／3以上が市内中小企業者であること。

(4) 保証協会

広島県信用保証協会をいう。

3 取扱金融機関

この要綱に定める融資の取扱金融機関（以下「金融機関」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

4 融資対象

この要綱に定める融資の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、各融資に別段の定めがある場合は、別段の定めを優先する。

(1) 広島市内（以下「市内」という。）に店舗、工場等の事業所を有する中小企業者であって、市内における事業活動の実態が登記や納税証明書等によって確認できるもの

(2) 許認可又は届出（以下「許認可等」という。）を要する事業にあっては、その許認可等を受けているもの又は受けることが確実なもの

(3) 施行令第1条に規定する業種を営むものであること。

(4) 保証協会の保証対象業種を営むものであること。

(5) 次のいずれにも該当しないもの

ア 現に金融機関の取引停止処分を受けているもの

イ 保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらないもの及びその連帯保証人

ウ 当該事業にかかる市民税を滞納しているもの

エ 市融資制度を利用しているもので、返還金の滞納その他、契約不履行をしているもの

オ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）

第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

※ 暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団をいう。

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

5 融資の対象外資金

次の各号のいずれかに該当する資金は、別に定めるものを除き融資の対象としない。

(1) 事業活動に要する資金以外の資金

(2) 設置場所が広島市外である設備に対する設備資金

(3) 建築、消防等関係法令の規制又は基準若しくは行政の指導基準に合致しない設備に対する資金

(4) 土地の取得に要する資金

(5) 出資金、株式払込金及びこれに類する資金

- (6) 転貸資金
- (7) その他市長が不適当と認める資金

6 融資資金

広島市（以下「市」という。）は、この要綱に定める融資のための資金を金融機関へ預託し、金融機関はこの要綱に定める融資を行う場合は、預託金の額に市が指示する倍率を乗じた額以上の額を融資するものとする。

7 融資

金融機関は、この要綱の融資要件を具備した者から融資の申し込みがあったとき、又は保証協会から融資斡旋を受けた場合において適切と認めたときは、自己の責任において速やかに融資を行うものとする。

8 融資条件

この要綱に定める融資の融資条件は、別に定めがあるものを除いて、以下のとおりとする。

(1) 融資形式

証書貸付とする。なお、融資期間が1年を超えない場合は手形貸付とすることができる。

(2) 返済方法

原則として、月賦償還とする。

8-2 融資条件の変更

- (1) 金融機関は、この要綱に定める融資を受けた者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、当該融資の条件の変更をすることができる。この場合において、当該融資が保証協会の信用保証を付したものであるときは、保証協会と協議するものとする。
- (2) 金融機関は、前号の規定により融資の条件を変更した場合は、変更した月の翌月10日までに「広島市中小企業融資制度条件変更報告書」（様式第15号）により市へ報告するものとする。ただし、貸付時の要綱に規定される融資条件の範囲を超えない場合は市への報告は不要とする。

9 繰上償還

- (1) 市は、融資を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、金融機関に対し当該融資資金の全部又は一部を償還させるための措置をとるよう指示することができる。
 - ア 融資資金を他の用途に流用した場合
 - イ この要綱に違反した場合
 - ウ 融資の要件として必要な承認及び認定等を取り消された場合
 - エ 正当な理由がなくして、事業の着手が遅れ又は完了の見込みがないと認められた場合
- (2) 金融機関は、前号の指示を受けたときは、速やかに当該融資を受けた者に対し当該資金の全部又は一部を償還させるための措置をとるものとする。

10 報告

- (1) 金融機関及び保証協会は、毎月末現在のこの要綱に基づく融資状況及び保証状況を翌月10日までに市へ報告するものとする。
- (2) 金融機関は、融資を受けた者がこの要綱に違反したことが発覚した場合には、別に定める「融資制度の不正利用等報告書」（様式第17号）により直ちに市（保証付き融資の場合は市及び保証協会）に報告するものとする。
- (3) 金融機関は、融資を受けた者の状況について、市長が調査又は報告を求めたときは、これに応じるものとする。

11 金融機関及び保証協会の遵守事項

- (1) 金融機関は、この要綱に基づく融資については、歩積・両建預金を要求しないこと。
- (2) 金融機関及び保証協会は、この要綱に基づく融資に係る関係書類については、融資の種類及び資金区分毎に区分して整理するものとする。
- (3) この要綱により、融資を受けることができる中小企業者のうち、担保力が弱い等の理由により、融資が多少困難と思われる場合であっても、保証協会の利用により積極的に取り扱うこと。

12 融資を受けた者の遵守事項

- (1) 融資資金は、当初申請した事業計画以外の用途に使用しないこと。
- (2) 融資を受けた者が、当初申請した事業計画の変更又は中止をするときは、速やかに市へ届け出ること。
- (3) 事業を営んでいない者が、会社を設立して事業を行う場合、本融資に関する債務は当該会社へ引き継ぐこと。
- (4) 融資を受けた者は、事後、市長が調査又は報告を求めたときは、これに応じること。

13 委任

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は経済観光局長が別に定めるものとする。

第2章 融資制度の内容及び手続等

第1 一般振興融資

1 目的

市内の中小企業者及び組合に対し、経営の安定化及び設備の近代化又は商店街等の組合による共同事業等に必要な事業資金を供給することにより、経営の健全化と事業の発展に資することを目的とする。

2 融資条件

(1) 一般資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年2.1%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この資金の利用を希望するものは、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

(2) 高度化資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	広島県中小企業支援資金貸付規則第3条第1項の規定に基づく貸付（以下「県規則貸付」という。）の対象となる組合で、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に寄与する事業を行うもの
資金使途	県規則貸付の対象となる資金
融資限度額	県規則貸付の対象となる事業費の10パーセント以内
融資期間	県規則貸付の償還期間と同じ。
融資利率	年1.6%以下
担保・保証人	金融機関所定の方法による。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「高度化資金承認申請書」（様式第1号）に関係書類と「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」（様式第16号）を添付して市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。

第2 小規模事業融資

1 目的

金融機関から融資を受けることが困難な小規模事業者等に対して、事業資金の融資の円滑化を図り、事業の維持発展に資することを目的とする。

2 融資条件

(1) 一般資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる小規模事業者等で、1年以上継続して同一事業を営んでいるもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	小口零細企業資金と合わせて2,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年1.6%以下
信用保証	全て保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この融資の利用を希望するものは、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

(2) 小口零細企業資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	次のいずれかに該当する小規模事業者等として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、保証協会の小口零細企業保証の対象となるもの ア この要綱の融資対象となる小規模事業者 イ 事業協同小組合であって、施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの ウ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの エ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資形式	証書貸付、手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引とする。
融資限度額	2,000万円。ただし、保証協会に別口の保証残高を有する場合、既保証付融資残高と通算して2,000万円
融資期間	10年以内（据置期間6か月以内を含む。）
融資利率	年1.6%以下
信用保証	全て保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この融資の利用を希望するものは、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

第3 新分野進出支援融資

1 目的

新分野進出や高付加価値化等を行おうとする中小企業者及び組合に対して必要な事業資金を供給することにより、中小企業者及び組合の事業転換、事業多角化及び技術力の向上に資することを目的とする。

2 融資条件

この融資の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合として1年以上継続して同一事業を営んでいるもの又は当該中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、この要綱の融資対象となる会社を市内に新たに設立し当該新たに設立された会社が事業を開始するもので、次のいずれかに該当するもの ア 現在行っている分野と異なる分野へ進出し、事業多角化ないし事業転換を行おうとするもの イ 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他による新たな事業活動を行おうとするもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1億円（うち運転資金は5,000万円）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間3年以内を含む。）
融資利率	年1.4%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この融資の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「新分野進出支援融資承認申請書」（様式第2号）に関係書類を添付して市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。

第4 創業支援融資

1 目的

新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者である会社に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進することを目的とする。

2 融資条件

(1) 一般資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	ア 一般 次の要件のいずれかに該当するもの (ア) 事業を営んでいない個人がこの要綱の融資対象となる中小企業者として新たに事業を営もうとするもの (イ) 事業を営んでいない個人がこの要綱の融資対象となる中小企業者として事業を開始し、事業を開始した日以後3年を経過していないもの イ 創業関連 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に定める創業者として市内に事業所を設け新たに事業を営もうとするもの、又は現に市内に事業所を設けているものであって、保証協会の創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証の対象となるもの	
資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	3,500万円	
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。ただし、スタートアップ創出促進保証については、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。）	
融資利率	年1.0%以下	
信用保証	ア 一般	原則として保証協会の信用保証付とする。
	イ 創業関連	全て保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	ア 一般	金融機関又は保証協会所定の方法による。
	イ 創業関連	金融機関又は保証協会所定の方法による。なお、スタートアップ創出促進保証においては、担保・保証人とも不要とする。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、融資実行日から3か月以内に事業の実施状況を確認し、「事業実態確認書」（様式第3号）を保証協会（保証付き融資ではない場合は市）へ提出するものとする。	

(2) 創業チャレンジ・ベンチャー資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受けたものであって、この融資における(1)一般資金の「融資対象」のア又はイのいずれかに該当するもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	3, 500万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。ただし、スタートアップ創出促進保証については、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する,又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。）
融資利率	年0.5%以下
信用保証	ア 一般 原則として保証協会の信用保証付とする。 イ 創業関連 全て保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	ア 一般 金融機関又は保証協会所定の方法による。 イ 創業関連 金融機関又は保証協会所定の方法による。なお、スタートアップ創出促進保証においては、担保・保証人とも不要とする。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、別に定める融資手続により、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、融資実行日から3か月以内に事業の実施状況を確認し、「事業実態確認書」（様式第3号）を保証協会（保証付き融資ではない場合は市）へ提出するものとする。

第5 特別融資

1 目的

構造的な不況、取引先の再生手続開始申立等（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立等をいう。以下同じ。）及び大規模な自然災害の発生などにより事業経営に影響を受けている中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）や、新成長ビジネス、環境保全、障害者雇用、男女共同参画の促進、子育て支援、中山間地域振興に対する資金を必要とする中小企業者等に対し、事業資金を供給することにより中小企業者等の経営の安定及び振興に資することを目的とする。

2 融資条件

（1）セーフティネット資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当するもの ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項各号及び第6項（危機関連保証）の規定に該当する特定中小企業者等であること。 イ 再生手続開始申立等企业に対して債権を有する中小企業者等であること。この場合において「債権を有する中小企業者等」とは、再生手続開始申立等企业に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。以下同じ。）の債権又は前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。以下同じ。）返還請求権を有し、又は再生手続開始申立等企业との取引額が全取引額の20パーセント以上であって、当該再生手続開始申立等企业に対して売掛金債権又は前渡金返還請求権を有する中小企業者又は当該中小企業者で構成する組合をいう。 ウ 構造不況業種として県知事又は市長が指定した業種を営む中小企業者で、資金繰りに支障をきたしているものであること。
資金使途	運転資金。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号及び第6項（危機関連保証）を利用するものについては、設備資金も可
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）を利用するものについては、据置期間を2年以内とする。
融資利率	年1.0%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この資金の利用を希望するものは、次の書類を添付して保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。 ア 「融資対象」のアに該当するものにあつては、市長等の発行する特定中小企業者等である旨の認定書

	イ 「融資対象」のイに該当するものにあつては、再生手続開始申立等企業に対して有する売掛金債権及び前渡金返還請求権に係る額、当該再生手続開始申立等企業との取引額等を証明する書類 ウ 「融資対象」のウに該当するものにあつては、市が認定した中小企業者であることを表す書類
期中管理	ア 申込者中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であつて、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。 イ 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。 ウ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。 エ 取扱金融機関が上記（イ）の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（２）災害復旧資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであつて、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの。設置場所が広島市外である設備に対する設備資金についても、これを認める。
資金使途	運転資金・設備資金 この要綱の第1章5(2)の規定にかかわらず、設置場所が広島市外である設備に対する設備資金については、これを認める。
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年1.0%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この資金の利用を希望するものは、市町村長等の発行する「罹災証明書」又はそれに類する書類を添付して、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

(3) 中山間地域・離島振興資金

ア 一般資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条の規定に基づき指定された振興山村地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は農林水産省の農業地域類型において中山間農業地域に設定されている地域のいずれかに事業所を有するもの又は設置しようとするもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置期間1年以内を含む。)
融資利率	年1.2%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この融資の利用を希望するものは、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

イ 特別資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	「中山間地域における中小企業の人材確保支援事業(職場環境改善費補助)」の補助金交付決定を受けたものであって、ア 一般資金の融資対象に該当するもの
資金使途	設備資金。ただし、上記補助金交付決定対象事業所の整備費用に限る。
融資限度額	1,000万円。ただし、上記補助金を活用した整備費用から交付決定金額を差し引いた金額と、1,000万円とのいずれか低い金額とする。
融資期間	10年以内(据置期間1年以内を含む。)
融資利率	年0.5%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この融資の利用を希望するものは、別に定める融資手続により、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

(4) 環境保全資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合として、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当するもの ア 次のいずれかの事業を行うもの (ア) 公害防止施設の設置 事業活動に伴って生ずる公害（廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の排出を含む。）を防止するための施設又はその改善若しくは転業に要する施設を設置しようとするもの (イ) 自動車排出ガスによる大気汚染物質等を低減するための低公害車の購入 a 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等を購入しようとするもの b 最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、最新排出ガス規制基準適合車に買換えようとするもの (ウ) 環境保全に資する施設の設置 a 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和62年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質（以下「特定物質」という。）を使用しており、この特定物質の回収再利用型設備及び脱特定物質型設備の設置をしようとするもの。ただし、脱特定物質型設備の設置をする場合、特定物質型設備の代替に限る。 b 地球温暖化防止のため、新エネルギー導入施設及び資源リサイクル施設を設置しようとするもの c 省資源・省エネのための設備を設置しようとするもの d 節水機器・設備又は新たな水供給機器・設備を設置しようとするもの (エ) 環境マネジメントシステムの導入 a 「ISO14001」規格の認証取得に係る審査、コンサルティング等を受けようとするもの b 一般財団法人持続性推進機構が認証・登録する「エコアクション21」を取得しようとするもの c 特定非営利活動法人KES環境機構が審査・登録する「KES」を取得しようとするもの d 有限責任中間法人エコステージ協会が認証・登録する「エコステージ」を取得しようとするもの e 交通エコロジー・モビリティ財団が認証・登録する「グリーン経営認証」を取得しようとするもの (オ) 吹付け石綿（アスベスト）等の除去等 事業に供する建築物に使用されている吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講じようとするもの
------	---

	イ 次のいずれかに該当するもの (ア) 「ISO14001」認証を取得しているもの (イ) 一般財団法人持続性推進機構が認証・登録する「エコアクション21」を取得しているもの (ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構が審査・登録する「KES」を取得しているもの (エ) 有限責任中間法人エコステージ協会が認証・登録する「エコステージ」を取得しているもの (オ) 交通エコロジー・モビリティ財団が認証・登録する「グリーン経営認証」を取得しているもの (カ) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号）の規定に基づく「事業活動環境計画書」、「自動車環境計画書」、「建築物環境計画書」（建築物環境配慮指針（平成21年広島市告示第282号）に定めるCASBEE広島（広島市建築環境総合性能評価システム）による環境性能のレベルが3以上のものに限る。）又は「緑化計画書」を広島市に提出しているもの。 ただし、複数の項目に該当する場合は、全ての計画書を提出しているものに限る。 (キ) 広島市により「ひろしまエコ事業所」に認定されているもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年1.2%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「環境保全資金承認申請書」（様式第4号）に関係書類を添付して市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。

(5) 新成長ビジネス育成資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合として、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、広島市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」、「観光ビジネス」、「医療・福祉関連ビジネス」、「都市型サービスビジネス」を営んでいるもの又は営もうとするもの ア 「エコビジネス」は、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 公害防止装置、省資源・省エネのための設備、環境負荷を軽減させる装置の製造 (イ) 低公害車、廃棄物リサイクル、省エネ型製品、リサイクル商品など環境への負荷の少ない製品・商品の販売 (ウ) 環境アセスメント、廃棄物処理等、環境保全に資するサービスの提供 (エ) 省資源・省エネ型システム、屋上・壁面緑化等の社会基盤の整備 イ 「観光ビジネス」は、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 観光ホテル、旅館等の宿泊業 (イ) 観光情報などを発信する旅行業、サービス業、旅行業者代理業、自動車等賃貸業 (ウ) 観光バス、観光タクシーなど観光地まで移動する交通手段としての運輸業 (エ) 広島名産品・観光土産品などの製造及び販売等 (オ) 観光飲食業 ウ 「医療・福祉関連ビジネス」は、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 医療業、医療関連業 (イ) 介護、ヘルスケア産業、高齢者支援事業 (ウ) 医療関連機器等の製造及び販売 (エ) 医療機関、介護事業所等に労働者の紹介、派遣等を行うサービス (オ) 電子カルテ等の医療機関向けのシステムの導入支援等を行うサービス エ 「都市型サービスビジネス」は、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) マーケティングサービス 販路開拓、市場調査、WEBマーケティング、広告、顧客管理、プロモーション等 (イ) 経営サービス 経営コンサルティング、法務・財務・税務等、リスク管理、知財管理等 (ウ) 技術サービス デザイン、設計・エンジニアリング、ソフトウェア作成、インターネット付随サービス、研究・開発支援、製品・技術の評価・試験等 (エ) その他のサービス 人材サービス、総務・福利厚生サービス、情報サービス、教育学習支援・児童保育サービス、危機管理サービス、文化・芸術サービス等
------	---

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8, 000 万円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率	年 1. 2 % 以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「新成長ビジネス育成資金承認申請書」（様式第 5 号）に関係書類を添付して市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。

(6) 障害者雇用支援資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当するもの。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する「指定就労継続支援A型事業者」を除く。 ア 新たに障害者を常用雇用するもの イ 常用雇用している障害者の割合が4.6%以上であるもの ウ 障害者の雇用促進を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの エ 職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置するもの オ 「障害者雇用推進事業者認定制度」又は「広島市障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度」の認定を受けたもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年1.2%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「障害者雇用支援資金承認申請書」（様式第6号）に関係書類を添付して市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。 エ この資金の融資を受けたものは、償還が完了するまで、「障害者雇用状況報告書」（様式第7号）を毎年6月末日までに市へ提出するものとする。
繰上償還	この資金の融資を受けたものは、次の場合には、特段の事情がある場合を除いて、原則として繰上償還の対象となる。 ア 「融資対象」のアにより融資を受けたものが、融資後、償還完了時までに事業主の都合でこの障害者を解雇した場合 イ 「融資対象」のイにより融資を受けたものが、融資後、償還完了時までに障害者雇用率が4.6%を下回った場合 ウ 「融資対象」のウにより融資を受けたものが、融資後、償還完了時までに当該融資により整備した施設・設備を解体等した場合 エ 「融資対象」のオにより融資を受けたものが、融資後、償還完了時までに当該認定の取消を受けた場合

(7) 男女共同参画・子育て支援資金

この資金の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当するもの ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、次のいずれかの事業を行うもの （ア）事業所内託児施設の新設・増改築 （イ）事業所内託児施設の運営 （ウ）育児休業者の代替要員の確保 （エ）育児休業者の職場復帰を支援するための事業（パソコン整備、教育訓練等） （オ）店舗等の子育てバリアフリー化 （カ）その他子育て支援を推進するための施設整備 イ 次のいずれかに該当するもの （ア）広島市男女共同参画推進事業所顕彰事業の表彰を受けたもの （イ）働く女性、若者のための就労環境整備推進事業として広島市が実施する認定制度の認定を受けたもの又はこれらに準ずる公的機関による表彰若しくは認定を受けたもの ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく事業主行動計画を策定しているもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年1.2%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「男女共同参画・子育て支援資金承認申請書」（様式第8号）を市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。

第6 景気対策特別融資

1 目的

最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少や関係業者との取引の減少など業況悪化をきたしている市内の中小企業者及び組合に対して、事業の資金繰りを円滑化させ、経営の健全化と事業の安定を図るために必要な資金の供給を図る。

2 融資条件

この融資の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当するもの ア 最近3か月間の月平均売上額等が最近3か年のいずれかの年の同期の月平均売上額等に比べて10パーセント以上減少しているもの イ 最近3か月間の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が最近3か年のいずれかの年の同期の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率に比べて10パーセント以上減少しているもの
資金使途	運転資金
融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年1.0%以下
信用保証	原則として保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この資金の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「景気対策特別融資承認申請書」（様式第9号）に、関係書類を添付し市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 ウ 市は、イの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してイの書類を金融機関へ送付する。

第 7 借換融資

1 目的

市内の中小企業者及び組合に対して、既往借入金の一本化及び借り換えのための融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化、経営の安定化を図ることを目的とする。

2 融資条件

この融資の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれにも該当するもの ア 融資申込時において、別表2に掲げる本市中小企業融資（保証協会の信用保証付に限る。）の借入金（据置期間中の借入金、償還期間が1年以内の短期借入金は除く。以下「既往保証付借入金」という。）残高があるもの イ 本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られるもの
資金使途	既往保証付借入金を含む保証付借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金
融資限度額	8,000万円（うち返済資金以外の運転資金は1,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率	年2.1%以下
信用保証	全て保証協会の信用保証付とする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	この融資の利用を希望するものは、保証協会又は金融機関へ申し込むものとする。

第8 借換融資（特例）

1 目的

厳しい経済環境下において、経営改善計画を策定し、経営の改善に取り組む市内中小企業者及び組合に対して、既往借入金の一本化及び借り換えのための融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図り、経営改善等を促進することを目的とする。

2 融資条件

この融資の融資条件は次表のとおりとする。

融資対象	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれにも該当するもの ア 経営改善計画を策定し、取引金融機関からの支援を受けて経営の改善に取り組んでいるものであって、次の要件を満たすもの （ア）正常返済先（既往保証付き借入金について、返済条件の緩和を行うことなく当初の約定どおりの返済履行を確実にしているもの） a 税金、社会保険料について滞納がないこと。 （イ）返済緩和実施先 原則として、前号のaに加えて次のすべての要件を満たすものとする。ただし、次のa及びbの要件に該当しない場合であっても、取り上げ理由が明確であり、かつ客観的に改善が見込まれるとして保証協会が特に認めた時はこの限りではない。 a 直近決算書における年商以上の借入金がないこと。（役員借入、割引手形を除き、決算期以降に借り入れた信用保証付借入金残高を加算する。） b 直近決算書において、経常利益及び税引後当期利益を計上している（個人事業者にあつては青色申告控除前及び控除後のそれぞれの所得額）、又は経常利益及び減価償却費の合計額が0を上回っていること。 c 申込時点における既往保証付き借入金残高の合計額に対して、120か月以内に完済の見込める相当額以上の分割返済を直近3か月以上にわたり確実に履行しており、かつ本件を含めた借入金総額の返済が可能であると判断できること。 d 申込金融機関以外の信用保証付き借入金についても、正常化する見通しが立っていること。また、保証付き借入金を除くプロパー融資分についても、支援の継続が見込まれること。 イ 融資申込時において、保証協会の信用保証付きの借入金残高があるもの ウ 本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られ、経営の改善が見込めるもの
資金使途	保証協会の信用保証付借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金
融資限度額	8,000万円（うち返済資金以外の運転資金は2,000万円）。ただし、融資対象ア（イ）返済緩和実施先の場合は、借換元残高の105%以内とする。
融資期間	10年以内

融資利率	年２．１％以下
信用保証	全て保証協会の信用保証付とする。 ※ 信用保証はすべて責任共有制度の対象保証とし、他の保証制度との併用はできないものとする。
担保・保証人	金融機関又は保証協会所定の方法による。
融資手続	ア この融資の利用を希望するものは、金融機関へ申し込むものとする。 イ 金融機関は、審査により申込者の融資を適当と認めたときは、「事前相談用チェックリスト」（様式第１１号）に関係書類を添付し保証協会へ事前相談し、保証協会の回答を受けるものとする。 ウ 保証協会は、事前相談について適当と認めたときは、金融機関に対して回答を連絡する。 エ 金融機関は、「借換融資（特例）承認申請書」（様式第１２号）に関係書類を添付し市へ提出し、市の承認を受けるものとする。 オ 市は、事前相談について保証協会に確認し、エの申請について融資を適当と認めたときは、金融機関に対して融資の承認を通知する。また、融資を不適当と認めたときは、その理由を付してエの書類を金融機関へ送付する。 カ 融資実行後、金融機関は、必要に応じて、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年１０月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年６月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１２月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年３月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年９月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 改正後の第4の2の規定は、この要綱の施行の日以後に申し込まれた融資について適用し、同日前に申し込まれた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（取扱金融機関）

銀行等	商工組合中央金庫
	広島銀行
	山口銀行
	中国銀行
	山陰合同銀行
	もみじ銀行
	西京銀行
信用金庫	広島信用金庫
	呉信用金庫
信用組合	広島市信用組合
	広島県信用組合

別表 2（本市中小企業融資）

制 度 名	融 資 名
広島市中小企業融資制度	一般振興融資 小規模事業融資 新分野進出支援融資 創業支援融資 特別融資 景気対策特別融資 借換融資 借換融資（特例） 新型コロナウイルス感染症特別融資
（平成17年4月1日以前から新規融資を停止した制度） 広島市中小企業経営安定資金融資制度 広島市小規模事業融資制度 広島市中小企業短期事業資金融資制度 広島市中小企業設備近代化資金融資制度 広島市中小企業新分野進出支援融資制度 広島市創業支援資金融資制度 広島市中小企業IT利用促進融資制度 広島市中小企業特別融資制度 広島市借換資金融資制度 広島市中小企業環境保全資金融資制度 広島市中小企業景気対策特別融資制度 広島市同和対策中小企業融資制度 広島市情報処理機器等導入促進融資制度 広島市中小企業新事業展開促進融資制度 広島市円高対策等緊急融資制度	